

福島地裁に提訴した「福島原発避難者自死事件」について、 公正判決を求める団体署名へのご協力をお願い

2014年 月

御中

要 請 書

福島原発被害弁護団
自死遺族弁護団
いわき市平字八幡小路66番地9
広田法律事務所内
TEL:0246-24-2340
FAX:0246-24-2342

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故は、福島県民に深刻にして多様な被害をもたらしました。その究極の被害とも言えるのが、事故による耐えがたい精神的苦痛を原因とする避難者の自殺、「原発自死」です。

自然豊かな福島県伊達郡川俣町山木屋に暮らしていた農家の主婦渡辺はま子さんは、夫、子供らの家族、地域の人々、豊かな自然に囲まれておだやかで幸せな生活を過ごしていました。幼な馴染みの夫とは、仲の良い事で評判のオシドリ夫婦でした。また、3人の子供達にとっては、明るくて、優しい母親でした。集落の人々は、彼女の家に集っては、その手料理を楽しみながら地域の交流を深めていました。

その生活の全てを、原発事故が奪い去ったのです。原発事故により、彼女は、自宅と大切に育てた菜園を奪われ、夫と一緒に勤めていた生業を奪われ、家族一緒に暮らしを奪われ、地域のふれあいを奪われました。彼女は、ふるさと山木屋での豊かな生活が一気に喪失していくことに耐え切れず、2011年7月1日、山木屋の自宅に一時帰宅中、自ら命を絶しました。

遺された家族は俊巡し、懊悩し、迷った挙句に、東電に対し、はま子さんの死亡について郵便による賠償請求を行いました。東電の返答は、正に慇懃無礼そのものでした。家族としては、「勝手に死んだんでしょ」と受け止めざる得ない返答でした。

この返答を通して、家族は、「妻であり母であった、はま子の人生は何だったのか」という事に想いを至しました。その結果、東電に対する提訴を決意しました。裁判は、1年7ヶ月後余の審理を経て、4月15日に結審し、8月26日に判決です。この判決は、**原発事故による自死事件についての初めての判決**であるばかりでなく、これまで原発事故避難者訴訟といわき市民訴訟という2大集団訴訟を担当する私たち福島原発被害弁護団として初めての判決となります。

福島地裁での判決は、私たちの担う2つの集団訴訟はもとより、全国17地裁で行われている、原発被害賠償訴訟(原告数約6800人・2014年4月現在)にも大きな影響力を及ぼす判決となる事は必至です。そこで、原告全面勝利の判決を勝ちとるため、別紙の公正判決要請団体署名に是非とも御協力いただき、お願い申し上げます。